

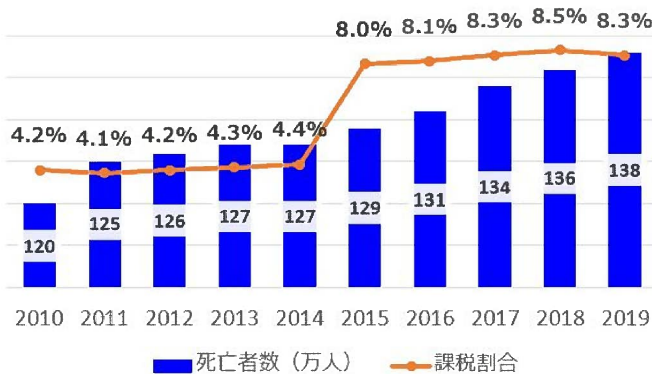
# 2019年度相続税の申告と調査事績より一課税割合が下落！

## ●死亡者は増えても、課税対象者は減少

2019年中に亡くなった方は約138万人で、前年より2万人増加しました。うち相続税の課税対象となったのは11万5,000人で、前年とほとんど変わりませんでした。

相続税の課税割合（申告書提出＋納税あり）は全国平均で8.3%と前年（8.5%）より0.2%下落。課税割合は2015年の相続税増税以来上昇が続いており、今回初めての下落となりました。

相続税の課税割合と死亡者数の推移



## ●課税割合は地域で大きな違い

前年課税割合が10%以上だった都道府県は東京、愛知、神奈川、埼玉、静岡の5都県。どこも課税割合は若干下落しました。とはいえ、相続税がかかるかどうかは、同じ県内でも居住地域で全く違ってきます。

新型コトで今年の路線価はさらなる下落が見込まれますが、“都心で一軒家を保有”している方などは相続税の課税対象になる状況に大きな変化はなさそうです。

課税割合が高い都府県

都道府県	2019年	2018年
東京都	16.3%	16.7%
愛知県	13.9%	14.3%
神奈川県	12.6%	13.3%
埼玉県	10.1%	10.2%
静岡県	9.6%	10.0%

## ●税額なしの申告書も年間3万件以上

相続税の申告書は、納税があるものばかりではありません。2019年は、税額ありの申告書が11万5,267件、税額なしが32,534件でした。ちなみに次のような特例を利用するには、税額ゼロでも申告書の提出が必要です。

### ●配偶者の税額軽減

配偶者は、被相続人の財産の1/2（法定相続分）か1億6千万円のいずれか多い金額を無税で引き継ぐことができる特例。

### ●小規模宅地の評価減

自宅敷地は330㎡まで、事業用宅地なら400㎡まで80%の、貸付用土地は200㎡まで50%の評価減ができる特例。

### ●その他の特例

相続財産を国や公益法人などへ寄附すると相続税がかからない特例、農地を相続して農業を継続した場合や山林を相続して山林経営を継続した場合に相続税の納税を猶予する特例など。

## ●贈与税の税務調査の特徴

### ◆無申告者対象に調査

2019年の贈与税の実地調査は3,383件、うち85%（2,724件）は無申告者が対象でした。調査対象の95%と高い割合で、申告もれが発見されています。

### ◆4件中3件が現預金の申告もれ

申告もれのあった3,217件のうち2,600件が現預金のもれ。これに、“その他”（生命保険金等）448件、有価証券279件が続いています。

## ●相続財産隠しが発覚したワケ

### ◆海外口座の存在を発見！

海外の金融機関から入手できる非居住者名義の金融口座情報（CRS情報）から、被相続人や相続人名義の海外口座の存在が発覚。相続財産に含まれておらず、調査に着手。相続人は海外預金口座のことは税理士に隠していた。

★増加した課税財産 13.6億円

★追徴税額（重加算税あり）5.3億円



### ◆国外送金等調書から多額の現金除外が発覚

国外送金等調書（100万円超の国外への送金が国外からの送金を銀行等が届出）から被相続人が海外預金を保有していると想定されたが、申告されていなかった。被相続人は海外から送金した預金を国内で現金化し、自宅や家族名義の貸金庫に移していたが、相続人はそのことを税理士に隠していた。

★増加した課税財産 7.8億円

★追徴税額（重加算税あり）3.3億円



### ◆租税条約による海外資産の把握

国外送金等調書から、相続開始前5年間に被相続人名義の多額の国外送金から海外資産があるとみて、調査に着手。海外資産は、租税条約に基づき外国税務当局へ資料提供を依頼して把握。

★増加した課税財産 8.5億円

★追徴税額（重加算税なし）1.4億円

